

新上五島町第 3 次行財政改革大綱



平成 2 8 年 3 月 1 日

新 上 五 島 町

新上五島町第3次行財政改革大綱 目次

第1章 行財政改革の必要性	1
第2章 大綱策定の意義	2
第3章 行財政改革の基本理念	2
〔行財政改革大綱体系図〕	3
第4章 行財政改革の基本方針と重点項目	4
第1節 健全で自立的な財政システムづくり	4
基本方針1 財政運営の適正化	4
第2節 町民本位の効率的な行政システムづくり	6
基本方針2 人材の育成	6
基本方針3 事務事業の見直し等	6
基本方針4 組織機構の見直しと定員管理の適正化等	7
第3節 町民参画による開かれた町政システムづくり	7
基本方針5 町民との協働に向けた環境づくり	7
第5章 行財政改革の推進	8
資料 行財政改革関係計画進捗状況・財務分析指標一覧	10

*本文中、数字が付されている用語には頁下に注釈があります。

第1章 行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革

本町は、平成16年8月の合併後、財政危機への対応を迫られたため、町民の皆様の理解と協力を得ながら行財政改革大綱に基づく様々な改革に取り組んできました。

その結果、平成21年度までの5年間の効果額は約152.7億円となり、危機的財政状況をひとまず脱することができました。

第2次行財政改革期間中(平成23年度～平成27年度)も引き続き改革に取り組み、平成26年度までの4年間の効果額は約16.6億円となり、町債¹残高及び実質公債費比率²などの財政指標は改善傾向にあります。

※行財政改革の効果額及び各年度の財政指標等については10ページ参照

2 普通交付税の『一本算定』への備え

本町の財政は、一般会計の歳入³全体に占める町税の割合が約12%と低く、財源の約半分を地方交付税⁴に頼っています。

そのような状況において、本町に交付される普通交付税は、合併時の優遇措置である『合併算定替⁵』が平成26年度まで認められていたものの、平成27年度からの段階的縮小期間を経た平成32年度からは『一本算定⁶』となるため、大幅な減額が見込まれています。

また、人口減少に伴い、町税や普通交付税の減額も見込まれています。

このような厳しい財政事情を考慮すると、将来に備えた取り組みを進めることが必要不可欠となっています。

※地方交付税の推移(見込)については10ページ参照

3 地方分権改革への対応

地方分権改革の進展により、行政の質と効率を上げ、まちの特色と独自性を活かし、地域ぐるみで協働することが求められています。改革の取り組みにより個性を活かし自立した新上五島町をつくることを目指します。

1 町債とは、町が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務。いわゆる町の借金のこと。

2 実質公債費比率とは、公債費等による財政負担の程度を示すもので、18%以上になると町債発行に国の許可が必要となる。

3 歳入とは、地方自治体の会計年度における収入のこと。

4 地方交付税とは、地方公共団体間の不均衡を是正するため、財源不足に応じて国が交付する税のこと。普通交付税と特別交付税がある。

5 合併算定替とは、合併後の10年間、合併しなかったと仮定して旧町毎に計算した普通交付税の合算額が交付されるもの。

6 一本算定とは、新町としての通常のルールで普通交付税が計算されるもの。

第2章 大綱策定の意義

町の将来像である『つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま』を実現するには、事業戦略である「総合計画」を着実に実施していく必要があります。

また「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進により、人口減少を抑制し将来にわたり持続的に新上五島町が運営できるように取り組まなければなりません。

行財政改革大綱は、この「総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的かつ効率的に進めるための「組織戦略」として位置づけています。

なお、第3次行財政改革大綱は、平成23年に策定した第2次行財政改革大綱を引き継ぐことを基本とし、新上五島町行財政改革推進委員会における議論や提言を参考に新たに策定しました。

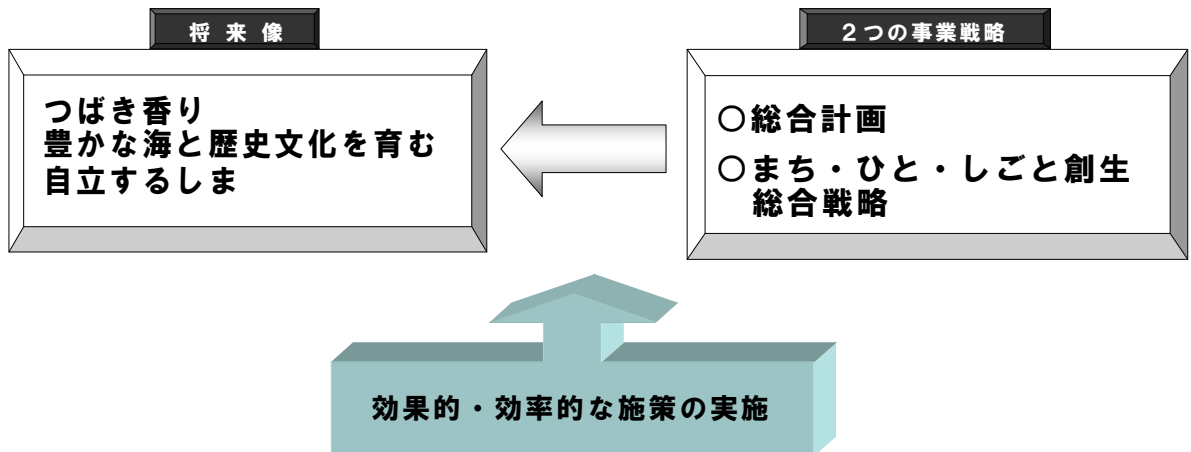
第3章 行財政改革の基本理念

本大綱がめざす行財政改革は、単に経費節減や歳入確保に終始するのではなく、今後の地域のあり方や自治体経営のあり方をも根本から見直していく構造的な改革です。

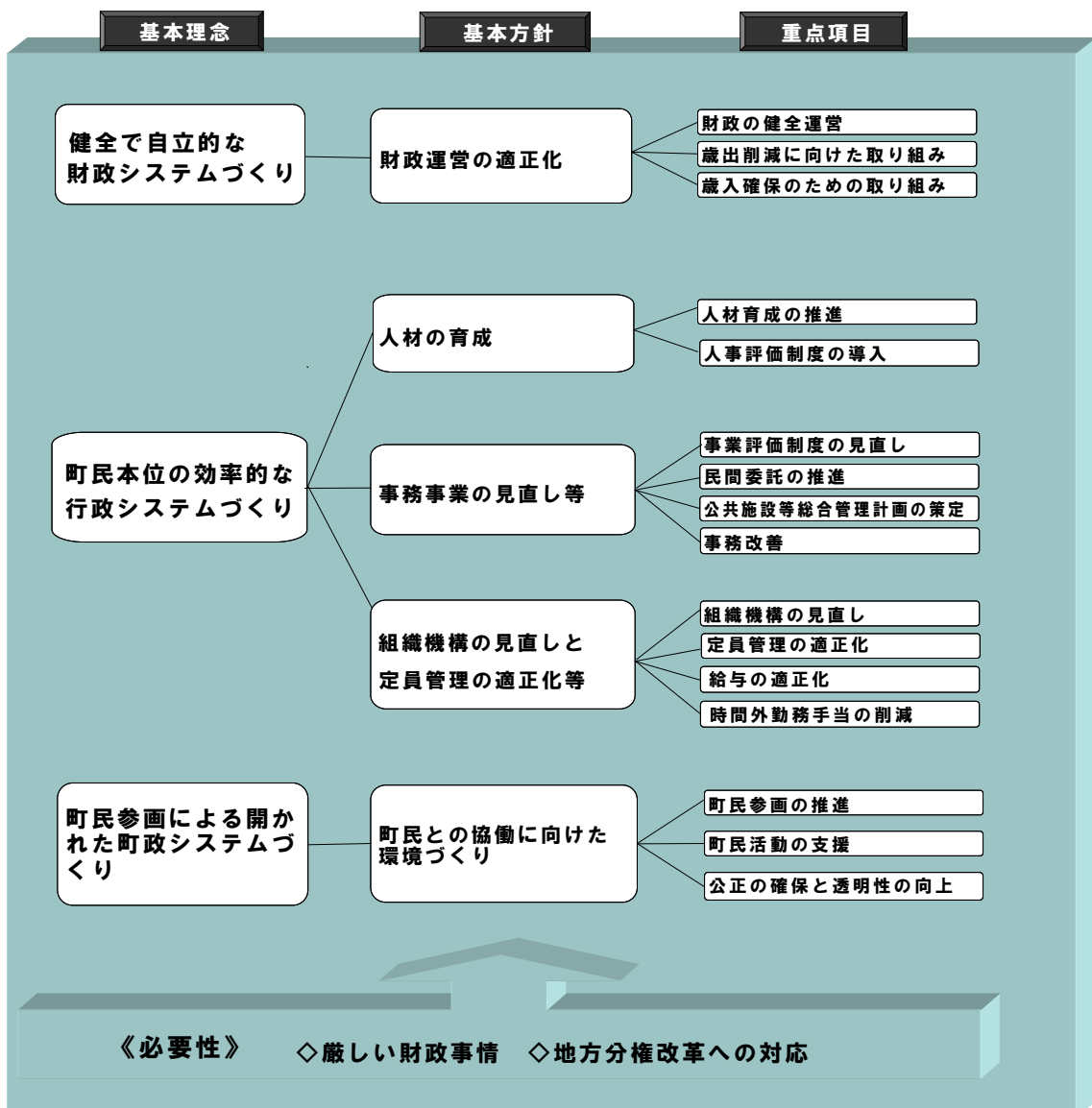
そこで、次の3つの基本理念を掲げ、これからのまちづくりを中長期的に支える新しい行財政のあり方を構築します。

- (1) 健全で自立的な財政システムづくり
- (2) 町民本位の効率的な行政システムづくり
- (3) 町民参画による開かれた町政システムづくり

新上五島町第3次行財政改革大綱体系図



第3次行財政改革大綱《組織戦略》



第4章 行財政改革の基本方針と重点項目

改革の基本理念を実現するため、以下の5つの基本方針のもと、それぞれの重点項目に沿って個別に取り組んでいきます。

第1節 健全で自立的な財政システムづくり

基本方針1 財政運営の適正化

1 財政の健全運営

平成32年度から始まる普通交付税の一本算定に備え、中長期的な財政見通しを踏まえた財政運営適正化計画（平成23年3月策定）を見直します。

同計画において定める次の主な財政指標の目標について達成を目指すとともに、予算及び決算の概要についても町民の皆様への周知を図ります。

項 目	平成26年度決算	目 標 平成32年度決算
町債残高(普通会計)	24,417百万円	19,818百万円
実質公債費比率	10.2%	1.7%

2 歳出削減に向けた取り組み

(1) 人件費の抑制

職員数が県内市町や類似団体⁷と比べて過大であるため、定員適正化計画に基づき計画的に職員数を削減します。

(2) 内部管理経費等の削減

町有施設等の管理運営に要する費用の最適化に取り組みます。

庁舎内に設置している主なシステムサーバーのクラウド化を推進するとともに、OA機器類の数量適正化を図り、リース費用等の削減に取り組みます。

(3) 補助金等の見直し

補助金については、必要性を十分に検討して定期的に見直します。

負担金についても、その目的や成果を精査したうえで、当該団体への負担金廃止の提案や退会等により見直します。

(4) 投資的経費の抑制

投資的経費については、緊急性と必要性に十分配慮し、財政計画との整合性を図りながら、事業規模の縮小や休止・事業コストの削減・着手時期の延期などを検討します。

⁷ 類似団体とは、市町村を人口と産業構造によりグループ別に分類し、本町と同程度の町との比較・分析を可能としたもの。

(5) 公債費の抑制

将来の公債費⁸負担の増大を抑制するため、町債⁹の新規発行に上限を設定するほか、繰上償還を実施します。

(6) 他会計繰出金の抑制

特別会計¹⁰の独立採算制の観点から、国の繰出基準や各会計の収支状況を考慮しバランスを欠いたものについては見直しを行い、一般会計からの繰出金を最小限にします。

ア 簡易水道

漏水対策や本庁での給水施設等の集中管理を図るとともに、口座振替の利用促進や料金滞納者に対する給水停止の実施など未収金対策に取り組みます。

平成29年度からの上水道事業（公営企業会計）移行に伴う国庫補助の縮減や給水量の減少による財務状況の悪化が懸念されることから、水道料金の見直しも含めた収支改善方策について検討します。

イ 診療所

経営の健全化に努めます。

3 歳入確保のための取り組み

(1) 町税等の確保

税負担の公平性・公正性の観点から、課税客体¹¹の的確な把握と適正な課税に努めるとともに、財産の差押えを含めた効果的な滞納整理を進めます。

介護保険料、保育料等の収納率向上に努めます。

また、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の拡充を図るため、効果的なPRを進めます。

(2) 受益者負担の適正化

使用料・手数料は、特定の町民の特別な受益への対価であることから、費用負担の公平性を図るため、必要に応じて改定を実施します。

(3) 遊休町有財産の処分及び分譲地の販売促進

行政目的としての利活用が見込めない財産の積極的な処分に努めます。

分譲地については早期売却に努めます。

8 公債費とは、地方自治体が借り入れた借金の元金と利子の支払いに要する経費のこと。

9 町債とは、長期間にわたって利用でき、多額の経費が必要なものの財源に充てるための町の借金。

10 特別会計とは、特定の事業を行う場合又は特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置するもの。

11 課税客体とは、税金が課せられる対象や行為のこと。

第2節 町民本位の効率的な行政システムづくり

基本方針2 人材の育成

1 人材育成の推進

住民ニーズの多様化及び地方分権時代に対応するため、本町の課題を的確に捉えて分析し、効果的な政策を実践することができる職員の育成を目標に、職場内研修などを活性化します。

町民の皆様に信頼され、町民目線に立った行政運営ができるよう職員の意識改革を図ります。

2 人事評価制度の導入

組織としての目標を職員一人ひとりが自主的に管理しながら成果を上げていく人事評価制度を導入し、人材育成面でも活用します。人事評価における能力や業績については、人事配置や給与等に反映していくことを検討します。

基本方針3 事務事業の見直し等

1 事業評価制度の見直し

「総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗及び成果を検証していくため、評価制度を見直し、外部評価の実施も視野に入れた政策評価¹²制度の導入を検討します。

2 民間委託の推進

民間にできることは民間に任せることを基本とし、経費削減・サービス水準の向上・地域経済の活性化を考慮して、「事務事業・業務見直し推進ガイドライン」¹³に基づき、業務の民間委託を進めます。

また、民間委託等の実施効果を把握し、必要に応じ委託内容の見直しを行います。

3 公共施設等総合管理計画の策定

長期的視点に立って公共施設等の計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」¹⁴を平成28年度中に策定し、施設の集約・複合化・廃止等の方針を定めま

す。施設の統合にあたっては、合併前の旧町の枠にとらわれず検討していきます。

¹² 政策評価とは、主要な政策を必要性・効率性・有効性等の観点から把握・分析し、評価を行うことにより、企画立案や実施の見直し・改善を推進する制度。

¹³ 「事務事業・業務見直し推進ガイドライン」とは、「業務の外部化の推進」・「業務の効率化」・「事務処理の簡素化」・「組織の見直し」の手法によって町が行う業務の改善策を検討する際の基本的な考え方を示したもの。

¹⁴ 「公共施設等総合管理計画」とは、公共施設が今後多量に更新時期を迎える一方で、財政状況が厳しい状況にあるため、長期的な視点に立った老朽化対策やトータルコストの縮減・平準化、施設集約や複合化などの基本的な方針を定めるもの。

4 事務改善

職員提案による事務改善や業務マニュアルの整備に取り組みます。

基本方針4 組織機構の見直しと定員管理の適正化等

1 組織機構の見直し

職員数の削減に対応した、組織の再編・統合等を見直しを行う。

「総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標達成のため、必要に応じて職員配置を行う。

2 定員管理の適正化

第3次定員適正化計画を策定し、職員削減を進めながら職員採用に努めるとともに、短時間再任用職員、必要に応じ嘱託職員及び臨時職員を活用します。

第3次定員適正化計画の職員数目標

平成27年度408名 ⇒ 平成33年度354名

3 給与の適正化

人事院勧告の見直し等、国や県の動向、他団体の状況を見極めながら、国家公務員の給与制度に準拠することを基本として、給与の適正化に努めます。

4 時間外勤務手当の削減

職員の削減が時間外勤務手当の増加とならないよう、所属長が率先して業務の効率化を推進し、時間外勤務の削減に取り組みます。

第3節 町民参画による開かれた町政システムづくり

基本方針5 町民との協働に向けた環境づくり

1 町民参画の推進

各種計画の策定や重要な政策の決定に町民の皆様の意見を反映させるとともに、透明性を確保するためパブリックコメント¹⁵を実施します。

各種審議会等への委員委嘱にあたっては可能な限り公募委員の募集を行います。

自治会や各種団体との協働によるアダプト・プログラム¹⁶についても引き続き推進します。

¹⁵ パブリックコメントとは、行政が基本的な政策等を策定するときに、その趣旨や内容等を広く公表し、住民から寄せられた意見等を考慮して政策等を決定するとともに、意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続きのこと。

¹⁶ アダプト(ADOPT)とは、養子にすること。道路や河川など一定区画が、住民や企業によって、愛情と責任を持って清掃美化されることから、「アダプト(養子にする)」に例えられ、「アダプト・プログラム」と呼ばれている。

2 町民活動の支援

地域のコミュニティ活動やNPO・ボランティア団体等の活動を支援するとともに、地域SNS¹⁷の有効活用に取り組み、特色ある地域づくりを推進します。

また、住民と行政及び住民相互による「協働のまちづくり」を積極的に推進します。

3 公正の確保と透明性の向上

町民の皆様との協働を進めるにあたり、行政情報の公開による情報の共有化は不可欠です。説明責任を果たし、町政の公正性・透明性を確保するため、会議の公開・会議要旨の公表を行うなど積極的な情報公開を進めます。

第5章 行財政改革の推進

1 推進期間

本大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

2 実施計画

本大綱を踏まえて、具体的な取り組みや数値目標・達成期限を可能なかぎり明示した年次の実施計画を策定します。

また、新たな実施項目については、適宜、実施計画に追加します。

3 推進体制

庁内の横断的な推進体制である「新上五島町行財政改革推進本部」を中心に、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁を挙げて取り組みます。

(1) 積極的な推進

各実施項目の年次計画については、常に前倒ししながら取り組むよう努め、可能な限り早期の目標達成を図ります。

また、前年度の実施状況を点検したうえで、毎年度、取り組み内容を適切に見直します。

(2) 進行管理

各実施項目については、所管課が責任をもって進行管理し、行財政改革推進本部が総括します。

¹⁷ SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを促進するインターネット上の仕組み。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

ただし、全庁的な課題や複数の課にまたがる課題で特に重要なものについては、同本部において進行管理します。

(3) 留意点

計画推進のためには、町民の理解と協力が不可欠です。

そこで、各項目の実施状況について、町民各層の代表からなる「新上五島町行財政改革推進委員会」に随時報告するとともに、町広報紙やホームページを通じて、町民に対して定期的に公表します。

また、町職員と町民との対話を進めるとともに、重要課題に対しては、目指すべき将来像を示しながら、町長が率先して地域住民との意見交換を図ります。

4 地域振興策の推進

行財政改革だけでは、人口減少・産業の衰退・雇用の確保といった本町が抱える課題を解決することはできません。地域の実情を踏まえた振興策を実施し、成果を上げることこそ、町民から最も期待された役割であると再認識し、行財政改革とともに、地域振興につながる政策の推進に全力で取り組みます。

行財政改革関係計画進捗状況・財政分析指標一覧

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

新町建設計画(H15.1策定)											5年延長(H26.9変更)									
H16.8合併 総合計画											第2次総合計画(基本構想10年)(基本計画5年)(実施計画3年毎年度見直し)									
											まち・ひと・しごと創生総合戦略									

- ・行財政改革推進委員会答申(H17.11)
- ・行財政改革大綱(H17.12)
- ・行財政改革推進委員会答申(H22.12)
- ・第2次行財政改革大綱(H23.3)
- ・行財政改革推進委員会答申(H27.11)
- ・第3次行財政改革大綱(H28.3)

行財政改革実施計画	第2次行財政改革実施計画	第3次行財政改革実施計画
実績効果額152.7億円 (歳入7.9、歳出144.7)	計画 効果額21.3億円(H26末実績:16.6億円)	
	実績 2.9 3.6 6.2 3.8	

財政健全化計画	財政運営適正化計画
	収支計画(H25.8見直し:合併特例債等)(H27.11見直し:交付税復元等)

普通交付税	合算額が保証される期間(10年)	段階的縮減期間	一本算定(当初見込▲24.6億円)
		△10% △30% △50% △70% △90%	⇒▲約7.4億円見込(人口減要素除く)

職員数(4月1日)	定員適正化計画					第2次定員適正化計画					第3次定員適正化計画					↓目標	
計画		587	576	563	548	527	485	475	461	447	425	400	395	384	377	365	354
実績	591	583	560	538	513	493	483	473	452	433	408						

※町長、副町長、教育長を除く

民間委託等推進ガイドライン(H18.10) 事務事業・業務見直し推進ガイドライン(H21.4) ⇒ 事務事業・業務見直し行動計画(効果2.8億円)

公共施設見直し基本方針(H20.12) ⇒ 公共施設見直し実施計画(効果1.5億円)

公共施設等総合管理計画(～H38(10年間))

■財政分析指標など 決算→←長期財政見直し収支計画(H27.11見直し後) (単位:百万円、%)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	摘 要			
普通会計歳出	18,222	16,503	17,352	17,009	19,649	19,170	18,416	17,851	19,089	18,157	18,271	16,621	16,018	15,852	14,729	13,705	一般会計+診療所+海洋青少年			
地方交付税	9,730	9,470	9,627	10,026	10,466	10,933	10,315	10,253	10,164	10,097	9,826	9,181	8,677	8,456	8,105	7,797	臨時財政対策債を含む			
財政力指数	0.24	0.27	0.29	0.29	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.26	—	—	—	—	—	—	一般財源独自調達率 1未満=交付税措置			
経常収支比率	98.1%	98.1%	94.7%	95.9%	92.1%	87.7%	89.7%	93.1%	88.4%	85.0%	—	—	—	—	—	—	財政の弾力性 85%超ゆとりなし			
地方債残高	37,704	35,889	34,372	32,117	30,693	29,067	27,627	26,525	25,409	24,417	23,319	22,358	21,805	21,207	20,640	19,818	標準財政規模の2倍超⇒財政運営支障			
基金残高	1,701	1,811	2,822	3,089	3,679	4,491	4,731	5,500	6,194	7,209	7,784	7,810	7,770	7,729	7,719	7,778	財政調整+減債+特定目的			
実質公債費比率	17.6%	17.9%	17.2%	16.6%	16.1%	15.1%	13.6%	12.7%	11.8%	10.2%	8.0%	6.0%	4.2%	2.9%	1.9%	1.7%	25%以上早期健全化基準			
将来負担比率	—	—	185.3%	158.6%	131.3%	96.2%	75.9%	52.2%	43.0%	18.1%	—	—	—	—	—	—	実質的負債合算。350%以上早期健全化基準			